

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

中国（広島）厚生年金 事案 3000

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から15年10月31日まで
申立期間の給与額は22万円であったにもかかわらず、年金記録では標準報酬月額が9万8,000円とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、22万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成15年10月31日より後の同年11月7日付けで、13年10月に遡って9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人から提出された給料支払明細表から、申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額は、訂正前の標準報酬月額に見合う金額であったことが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本から、申立期間当時、申立人は同社の取締役であったことが確認できるところ、同社に係る滞納処分票からは、滞納保険料に関する社会保険事務所とのやりとりについて、事業主及びその妻の対応は確認できるものの、申立人の関与は確認できない上、同社が社会保険の届出事務を委託していたB社は、「当時、申立人は、C作業を行っており、社会保険関係業務に携わっていなかった。」と回答していることから、申立人は標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た記録から、22万円に訂正することが必要と認められる。

中国（鳥取）厚生年金 事案 3001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後に、B社）における資格取得日に係る記録を平成12年7月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を、平成12年12月から13年2月までは17万円、同年3月は18万円、同年4月から同年7月までは22万円、同年8月は24万円、同年9月から14年2月までは22万円、同年3月は24万円、同年4月から同年12月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年7月21日から同年8月7日まで
② 平成12年12月1日から15年1月1日まで

申立期間①について、給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

また、申立期間②における標準報酬月額について、給与額や控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された給料支払明細書及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間①においてA社に勤務し、

申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、平成12年8月分の給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額（翌月控除方式）及び同年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は不明であるとしており、ほかに保険料の納付を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成12年12月から13年2月までは17万円、同年3月は18万円、同年4月から同年7月までは22万円、同年8月は24万円、同年9月から14年2月までは22万円、同年3月は24万円、同年4月から同年12月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は不明であるとしているが、上記の給料支払明細書により確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 3002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 2 日から 30 年 1 月 21 日まで
② 昭和 30 年 6 月 2 日から 32 年 2 月 6 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間①及び②について、脱退手当金を受給した記録となっていたが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から2年8か月後の昭和 34 年 10 月 8 日に支給決定されたと記録されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、支給決定日直前に勤務したA社に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が支給決定日直前の被保険者期間に係る請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

中国（山口）厚生年金 事案 3003

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月15日

申立期間に支給された賞与の記録が、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届、同僚の賞与明細書及び賃金台帳並びに同社の経理担当者の供述から判断すると、申立人は、申立期間について、同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与支払届等から推認できる厚生年金保険料控除額から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間の賞与支払届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（山口）厚生年金 事案 3004

第1 委員会の結論

申立人の申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録（以下「75条該当記録」という。）とされているが、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月24日は9万6,000円、18年8月12日は11万5,000円、同年12月16日は4万4,000円、19年8月11日は9万3,000円、同年12月15日は13万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : ① 平成16年8月
② 平成16年12月
③ 平成17年8月
④ 平成17年12月24日
⑤ 平成18年8月12日
⑥ 平成18年12月16日
⑦ 平成19年8月11日
⑧ 平成19年12月15日

申立期間①、②及び③については、賞与が支給され厚生年金保険料を控除されていたと思うが、厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。また、申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、支給された賞与の記録が75条該当記録とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届、同僚の賞与明細書及び賃金台帳並びに

同社の経理担当者の供述から判断すると、申立人は、当該期間について、同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間における標準賞与額については、上記の賞与支払届等から推認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年12月24日は9万6,000円、18年8月12日は11万5,000円、同年12月16日は4万4,000円、19年8月11日は9万3,000円、同年12月15日は13万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①、②及び③について、A社は、「当時の賃金台帳等の資料は残っておらず、賞与の支給状況は不明である。」と回答している上、申立人も、賞与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の当該期間における賞与及び当該賞与に係る厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、オンライン記録により、当該期間のうち申立期間③について、75条該当記録である賞与の記録が確認できる複数の同僚がいる一方で、申立人には同記録が無いことが確認できる上、A社の経理担当者は、「賞与支払届の提出漏れが判明したため、賞与からの保険料控除の有無を確認した上で、届出を行った。」と供述していることも踏まえると、申立人の申立期間③に係る賞与は支給されていなかった、あるいは賞与から厚生年金保険料を控除されていなかった可能性がうかがえる。

このほか、申立人が当該期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3005

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を平成4年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和52年3月にA社に入社してから現在に至るまで継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、B社から提出された人事資料及びD健康保険組合の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（平成4年11月1日に同社C支店から同社E支店に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における平成4年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成4年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 3008

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和63年9月27日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和63年6月から同年8月までの標準報酬月額については、9万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月1日から平成元年5月1日まで
私は、昭和61年6月から平成13年5月まで継続してA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録により、申立人は、昭和63年9月27日付けで、同年6月1日に遡って厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、当初のオンライン記録によると、A社は、申立期間当時において、昭和63年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人を含む同社における厚生年金保険被保険者13人全員が同日に資格を喪失しており、当該被保険者資格の喪失処理が同年9月27日に行われていることが確認できる上、そのうち3人については、同日に同年10月1日の定時決定の処理及び当該定時決定の記録の取消の処理が行われていることが確認できる。

さらに、昭和63年6月1日に資格喪失している上記の同僚のうち、「昭和63年9月20日にA社を退職した。」と供述している者については、雇用保険被保険者記録の離職日が同日となっていることが確認できることから、当該同僚がA社を退職した後に、遡って厚生年金保険被保険者資格の

喪失処理が行われていることが確認できるとともに、当該同僚が所持する確定申告書の控えにより、同年6月から同年8月までに係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが推認できる。

加えて、A社は、上述のとおり、昭和63年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同日に資格を喪失している申立人を除く同僚12人の雇用保険の被保険者記録を見ると、このうち5人が同社において申立期間も継続して被保険者となっており、申立期間において同社には少なくとも申立人を含めて6人以上の従業員が勤務していたことが確認できることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたことが認められる。

このほか、上記同僚のうち、複数の同僚が、申立期間当時においてA社は経営状態が悪かった旨を回答していることから、同社が厚生年金保険料を滞納していた可能性もうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和63年6月1日に資格喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該資格喪失処理が行われた同年9月27日に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち昭和63年6月から同年8月までの標準報酬月額については、申立人のA社における同年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち昭和63年9月27日から平成元年5月1日までの期間について、上述のとおり、雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、上述のとおり、昭和63年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は不詳であり、当該期間における同社の従業員に係る厚生年金保険加入の有無及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人の国民年金被保険者記録をみると、昭和63年10月から平成元年4月までの保険料を納付している上、申立人は、「当時、私は病気がちで、健康保険証が必要だったが、社会保険に加入していなかったので、国民健康保険に加入し、合わせて国民年金にも加入した。」と供述している。

このほか、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和63年9月27

日から平成元年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3009

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和63年9月27日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和63年6月から同年8月までの標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月1日から平成元年5月1日まで
私は、申立期間の前後を含め継続してA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録により、申立人は、昭和63年9月27日付けで、同年6月1日に遡って厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、当初のオンライン記録によると、A社は、申立期間当時において、昭和63年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人を含む同社における厚生年金保険被保険者13人全員が同日に資格を喪失しており、当該被保険者資格の喪失処理が同年9月27日に行われていることが確認できる上、そのうち申立人を含む3人については、同日に同年10月1日の定時決定の処理及び当該定時決定の記録の取消の処理が行われていることが確認できる。

さらに、昭和63年6月1日に資格喪失している上記の同僚のうち、「昭和63年9月20日にA社を退職した。」と供述している者については、雇用保険被保険者記録の離職日が同日となっていることが確認できることから、当該同僚がA社を退職した後に、遡って厚生年金保険被保険者資格の

喪失処理が行われていることが確認できるとともに、当該同僚が所持する確定申告書の控えにより、同年6月から同年8月までに係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが推認できる。

加えて、A社は、上述のとおり、昭和63年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同日に資格を喪失している申立人を除く同僚12人の雇用保険の被保険者記録を見ると、このうち5人が同社において申立期間も継続して被保険者となっており、申立期間において同社には少なくとも申立人を含めて6人以上の従業員が勤務していたことが確認できることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたことが認められる。

このほか、上記同僚のうち、複数の同僚が、申立期間当時においてA社は経営状態が悪かった旨を回答していることから、同社が厚生年金保険料を滞納していた可能性もうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和63年6月1日に資格喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該資格喪失処理が行われた同年9月27日に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち昭和63年6月から同年8月までの標準報酬月額については、申立人のA社における同年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち昭和63年9月27日から平成元年5月1日までの期間について、上述のとおり、雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、上述のとおり、昭和63年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は不詳であり、当該期間における同社の従業員に係る厚生年金保険加入の有無及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立期間にA社における雇用保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚のうち一人は、申立期間において国民年金に加入し、昭和63年10月から平成元年4月までの保険料を納付している上、当該同僚は、「当時、私は病気がちで、健康保険証が必要だったが、社会保険に加入していなかったため、国民健康保険に加入し、合わせて国民年金にも加入した。」と供述している。

このほか、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和 63 年 9 月 27 日から平成元年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から7年3月までの期間及び8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月から7年3月まで
② 平成8年3月

私は、平成9年9月に、A市から実家のあるB町（現在は、C町）に転居したが、私の母親がB町役場で私の転入手続及び国民年金の住所変更手続を行った際に、A市に住所があった頃の国民年金保険料に未納があるので納付するように言われたため、同役場の窓口で未納分を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人がB町に転入し、申立人の母親が申立人の国民年金に係る住所変更手続等を行ったとする平成9年9月の時点において、申立期間①の国民年金保険料は、既に保険料の納付に係る2年の時効が経過しており、納付することができない。

また、申立人は、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料をB町役場の窓口で納付したとしているが、申立期間②の保険料は、申立人がB町に転入した平成9年9月時点では、過年度保険料となるため、C町は、当時、国民年金の過年度保険料をB町役場の窓口で収納する取扱いはしていなかった旨を回答している。

さらに、C町が管理する申立人に係る国民年金被保険者名簿（CSVデータ）には、申立期間に係る国民年金保険料の納付は記録されておらず、オンライン記録と一致している。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録による氏名検索を行っても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（山口）国民年金 事案 1491

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 3 月から 47 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 47 年 6 月まで

私は、自営業の店舗兼自宅に集金に来ていた町内会の役員に、結婚後の昭和 49 年から国民年金保険料を納付し始めたところ、同役員から未納期間の国民年金保険料を遡って納付するように案内されたので、3 か月分又は 4 か月分の保険料を合わせた納付額として 1,200 円を、数回にわたり納付した記憶があり、申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和 49 年 9 月頃に A 市において払い出されたものと推認でき、この頃に行われた加入手続において、申立人は 20 歳到達時の 44 年*月に遡って国民年金被保険者資格を取得したものとみられるところ、当該加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料については、既に保険料の納付に係る 2 年の時効が経過している。

また、前述の加入手続時点においては、第 2 回特例納付が実施中であり、申立期間の国民年金保険料は特例納付により納付することが可能であったところ、申立人は、「自営の店舗兼自宅に集金に来ていた町内会の役員から、未納期間の国民年金保険料を遡って納付するように案内されたので、3 か月分又は 4 か月分の保険料を合わせた納付額として 1,200 円を、数回にわたり納付した。」と供述しているが、供述の内容は、申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料の総額と大きく乖離^{かいり}している上、納付した保険料の対象期間、納付の回数等は覚えていないとしているなど、保険料納付に係る記憶は明確ではなく、申立期間の保険料を特例納付したとする事情はうかがえない。

さらに、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿（CSVデータ）及び国民年金被保険者台帳に、申立期間の国民年金保険料が納付された記録は確認できず、これらはいずれもオンライン記録と一致している上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録による氏名検索を行っても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 3006（山口厚生年金事案 361 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年頃から36年末頃まで

私は、A社に雇用され、B等の現場でC業務等の仕事をしていたが、厚生年金保険の記録が無かったので、記録を訂正してほしいと申し立てたが、その主張は認められなかった。今回、私を雇用していたのは、同社ではなく、D社であったと思うので、再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の元役員及び元従業員の供述から、申立人は、申立期間当時、B等の現場にFの一人として従事していたことは推認できるが、i) 当該元役員は、「申立人は、当社がD社から請け負った工事を、さらに個人のFに下請けに出した時の一人と思われ、当社と雇用関係にあったわけでは無く、厚生年金保険に加入させるようなことは無かった。」と供述していること、ii) 申立人は、上司や同僚の氏名を覚えていない上、申立人に直接指示した工事現場の責任者は既に亡くなっており、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者であった複数の従業員も申立人のことを覚えておらず、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができないこと、iii) 申立期間内の昭和35年10月には、申立人自身が国民年金の加入手続を行っていること、iv) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番も無いことなどから、既に年金記録確認山口地方第三者委員会（当時。以下「山口委員会」という。）の決定に基づき、平成21年5月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、雇用先をA社からD社に変更して申し立てているところ、同社は、「申立人が従事したとするB等の3物件の施工記

録はあるが、保管している申立期間当時の従業員配置表に、申立人の在籍を示す記録は無い。」と回答している上、申立期間当時、同社において厚生年金保険被保険者であった複数の従業員は、「申立人のことを覚えていない。」、「C業務は、協力会社あるいはC専門業者に発注していたので、同業務に従事した者と当社との間には雇用関係は無かった。」と回答していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番も無い。

このほか、山口委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3007

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 9 日から 38 年 2 月 1 日まで
② 昭和 38 年 2 月 25 日から 40 年 10 月 23 日まで

年金記録を確認したところ、A社における申立期間①の厚生年金保険被保険者期間及びB社における申立期間②の同被保険者期間について、脱退手当金を受給した記録となっていた。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を示す「脱」の押印が確認できる上、申立期間①及び②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月半後の昭和41年5月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3010（広島厚生年金事案 2454 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月から 35 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月頃に作成した履歴書の控えによって、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして申し立てたが、第三者委員会から、記録の訂正は必要でないとする通知があった。

私は、以前、生年月日を訂正した経緯があるほか、名前の読み方を間違えられていたことがあるので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、A社に勤務していた複数の同僚の証言等から、申立人は、時期は特定できないものの、申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できるが、i) 同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間を含む昭和 34 年 6 月 1 日から 36 年 3 月 31 日までの期間において健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらないこと、ii) 上記の被保険者名簿により、同社における申立期間当時の厚生年金保険被保険者数は 14 人から 15 人であったと推認できるが、複数の同僚が、これを大きく上回る従業員数を回答しているほか、申立人と同様に他の鉄工所に旋盤工として勤務した後、同社でも旋盤工として勤務したとする同僚の一人は、「A社には 2、3 か月勤務した。」としているが、当該同僚の同社における厚生年金保険の加入記録は、1 か月未満であることが確認できることなどから、同社は、申立期間当時、従業員のを厚生年金保険に加入させていたのではなかったことがうかがえること、iii) 同社は既に解散しており、申立期間当時の代表者等役員は、既に死亡又は連絡先不明であるため、詳細は確認できない上、同社の解散時の事業主は、「申立人の勤務状況及び保険料控除については不明である。」と

回答していること、iv) 申立人は、「申立期間当時、支給された給与袋を開封しないまま親に渡していたため、事業主が、給与から厚生年金保険料を控除していたか否かは全く分からない。」としていることなどから、既に年金記録確認広島地方第三者委員会（当時。以下「広島委員会」という。）の決定に基づき、平成24年2月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「以前、生年月日を訂正した経緯があり、名前の読み方を間違えられていたことがある。」と主張しているが、当初の申立てに係る調査において、訂正前後の生年月日及び異なる名前の読み方についても調査を行っており、今回改めて確認したが、該当する記録は見当たらない。

このほか、広島委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3011

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 1 日から 45 年 2 月 17 日まで
私が昭和 46 年 3 月から同年 9 月まで A 社で勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録はあるが、それ以前に同社で勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、「申立期間当時の資料は残っておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している上、申立期間当時、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者 8 人に照会したところ、回答のあった 5 人全員が申立人を覚えていないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票について確認したが、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

さらに、申立人の A 社における雇用保険の加入記録を見ると、申立人が運転手として同社に勤務していたとする期間に係る厚生年金保険の被保険者期間に相当する記録が確認できる一方で、申立期間に相当する雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。